

文書番号:CJH99-06	広報写真・画像・映像等の 無償使用申請取扱要領	制定日: 2014.02.17
改正番号: 1		改正日: 2015.04.01

広報写真・画像・映像等の無償使用申請取扱要領

(適用範囲)

第1条 この要領は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が広報用として所有し、広報担当部門が管理する写真、画像、映像等のデータ（以下、管理データ）セントレアグループ外へ提供する際に適用される。

(基本方針)

第2条 セントレアグループ外から管理データの提供依頼を受けた際は、本要領に定める手続きを経て、管理データを提供するものとする。

- 2 管理データの提供は、原則として無償とする。
- 3 会社は、使用目的、内容等が次のいずれかに該当する場合は、管理データの使用を許可しないものとする。
 - (1) 関係法令に違反するもの又は他人の権利を侵害するもの
 - (2) 暴力団又はその他反社会的暴力活動を行う団体と関係があるもの
 - (3) 特定の思想、信条又は政治活動に傾倒しているもの
 - (4) 他人を誹謗中傷するもの、差別的表現が含まれるもの又は反社会的要素があるもの
 - (5) 中部国際空港の利用者又は航空交通の安全性、利便性を害するもの
 - (6) 地域住民の生活、環境又は感情を害するもの
 - (7) 会社や中部国際空港内の公的機関、事業者等の活動に支障を来すもの
 - (8) 会社又は中部国際空港の名誉、評価又はイメージを低下させるもの
 - (9) 会社又は中部国際空港に関係がない商品や製品、サービスの広告宣伝等の営利目的で使用するもの
 - (10) その他、会社が使用の妥当性を認めることができないもの

(管理データの使用申込み)

第3条 管理データを使用する者（以下、使用者）は、電話、メール等で会社に連絡し、使用したい管理データの提供可否について、あらかじめ相談をしなければならない。また、会社はその使用目的、内容等について審査を行い、第2条に照らし合わせて妥当性を判断するものとする。

2 管理データの使用にあたり、公的機関や航空会社等の事業者の許可を得る必要がある場合は、使用者によって当該先の同意を得るものとする。

文書番号:CJH99-06	広報写真・画像・映像等の 無償使用申請取扱要領	制定日: 2014.02.17
改正番号: 1		改正日: 2015.04.01

3 管理データの提供が可能な場合、使用者は管理データを使用する日の3営業日前までに、広報写真・画像・映像無償使用申込書(CJH99-06-様式01)(以下、申請書)を会社に提出するものとする。

(管理データの提供)

第4条 会社は、使用者から提出された申請書を審査し、妥当性を認める場合は当該の管理データの使用を許可し、データを提供するものとする。

2 会社は、管理データの提供に際し、以下の条件を付すことができる。

- (1) 申込書に記載された使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用にあたっては、原則として「中部国際空港株式会社 提供」と明示すること。
- (3) 会社から提供を受けた管理データが使用された内容が確認できるものの提出に応ずること。
ただし、提出ができない場合は、使用者はその旨を会社に連絡し、許可を得ること。
- (4) 部分複写等に係る費用は使用者が負担すること。
- (5) その他必要な事項

3 会社が適当であると認めた場合に限り、使用者による申請書の提出前に当該管理データを提供することができる。

(損害賠償)

第5条 会社が提供した管理データにより使用者が生じた損害について、使用者は会社に対し損害賠償を請求することはできない。

2 会社が提供した管理データを掲載した媒体等により、会社や公的機関、事業者、又はその他の第三者に損害を与えた場合は、使用者は当該損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、2014年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、2015年4月1日から施行する。